

ほう素・ふっ素・硝酸性窒素に係る排水基準の改正省令案



環境省は、水質汚濁防止法に基づき設定されているほう素・ふっ素・硝酸性窒素に関する暫定排水基準の平成 19 年 7 月以降の取扱いを定める「排水基準を定める省令」の改正案を 19 年 4 月 19 日に公表し、この案に対する意見募集を 19 年 5 月 18 日まで行うことになりました。

この案は、19 年 7 月まで暫定措置の延長がなされていた 26 業種から聴取した情報、都道府県から提供を受けた排水データ、排水処理技術の専門家の意見を勘案しながらまとめられたもので、(1)5 業種については一律排水基準へ移行、(2)12 業種については暫定排水基準値を強化した上で延長、(3)2 業種については暫定排水基準を一部物質について強化して延長、(4)残る 7 業種については現行の暫定排水基準値のまま延長するとされています。

意見は郵送、FAX、電子メールで受け付けています。意見提出様式は意見募集要項を参照して下さい。

環境省は今回の意見募集結果を踏まえて「排水基準を定める省令」を改正し、19 年 7 月 1 日からの施行を考えています。

なお、改正案の詳細については、当社発行ザ・ナイツレポート(No.07010)に掲載されておりますので、ご参照下さい。また、ご質問等ございましたら、お気軽にご相談下さい。

資料 2007 年 4 月 19 日付 環境省報道発表資料
EIC ネット

水質分析箇所 長谷川知草